



# 栃木県公報

平成 27 年  
3月 3日(火)  
第2660号

## 目 次

規 則	
○児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正	155
告 示	
○予定保安林	155
○道路の区域の変更	156
○道路の供用開始	157
公 告	
○平成27年度前期技能検定試験の実施	157
○平成27年度随時技能検定試験の実施	160
○開発行為の工事完了	162
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示	162
調 達 等 公 告	
○入札公告	163
○同	164
正 誤	
○第2647号中	165

## 規 則

### 栃木県規則第二号

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三日

栃木県知事 福田 富 一

### 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則（昭和五十五年栃木県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表備考2(3)中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加え、同表備考4(3)中「第13項から第15項まで」を「第12項から第14項まで」に改め、同表備考6(1)口中「390,000円」を「404,000円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(入札も政策課)

## 告 示

### 栃木県告示第65号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 3月 3日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所  
芳賀郡市貝町大字田野辺字上中林1286-1 (次の図に示す部分に限る。)
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上中林1286-1 (次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び市貝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所  
佐野市秋山町字梅木沢672-1、674、677、1729から1732まで、1736、1744、1745-1-3、1745-1-6、1745-11、1748から1751まで、1753-5から1753-7まで、1753-10から1753-12まで、1754-4、1754-6から1754-8まで、1756-1、1756-2、1757、1762、1764、1768-7、1768-10
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林整備課)

栃木県告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月3日から同年4月1日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道  
 路線名 主要地方道 宇都宮鹿沼線  
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
4	前	宇都宮市下荒針町4083-1 から 宇都宮市下荒針町2678-552まで	36.0～41.0	142.1	
	後	宇都宮市下荒針町4083-1 から 宇都宮市下荒針町2678-552まで	36.0～65.8	142.1	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 大沢宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
198	前	宇都宮市新里町1150-1 から 宇都宮市新里町1150-1 まで	15.0～22.0	5.0	
	後	宇都宮市新里町1150-1 から 宇都宮市新里町1150-1 まで	15.0～16.0	5.0	

栃木県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月3日から同年4月1日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道293号	鹿沼市亀和田町字久保田川原396-2 から 鹿沼市亀和田町字久保田川原405-3 まで	平成27年3月3日
4	主要地方道 宇都宮鹿沼線	宇都宮市下荒針町4583から 宇都宮市下荒針町2678-982まで	平成27年3月3日
198	主要地方道 大沢宇都宮線	宇都宮市新里町1156-3 から 宇都宮市新里町536-2 まで	平成27年3月3日

(道路保全課)

**公 告**

○平成27年度前期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成27年度前期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

1 実施する検定職種及び等級

(1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作

業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、光学機器製造(光学ガラス研磨作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業及び壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、工場板金(曲げ板金作業)、めっき(電気めっき作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)及びブロック建築(コンクリートブロック工事作業)

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)

(4) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については1級及び2級に区分し、1の(2)については3級とし、1の(3)については等級に区分しない(単一等級)で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに17,900円

(ただし、別に知事が指定する者にあつては、11,900円とする。)

イ 実施期日

3級については平成27年6月3日(水)から同年8月9日(日)までの間において、1級、2級及び単一等級については平成27年6月3日(水)から同年9月8日(火)までの間において、それぞれ栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ平成27年5月27日(水)に栃木県職業能力開発協会にて公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 ( 作 業 )	実 施 期 日
3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、工場板金(曲げ板金作業)、めっき(電気めっき作業)、	平成27年 7月19日(日)

機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及びブロック建築（コンクリートブロック工事作業）	
1、2級 造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）及び塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）	平成27年 8月23日（日）
1、2級 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、めっき（電気めっき作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）	平成27年 8月30日（日）
1、2級 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、石材施工（石張り作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業） 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業）	平成27年 9月6日（日）

## ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

## 3 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10 栃木県西別館 電話028-643-7002

## (3) 受付期間

平成27年4月6日（月）から同月17日（金）まで

## (4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会で作成する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、角2の返信用封筒（宛先を記入し120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。  
なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

#### 4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（2の(1)アの額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

#### 5 合格者の発表等

##### (1) 技能検定合格者の発表

###### ア 合格発表日

3級 平成27年8月28日（金）

1、2級及び単一等級 平成27年10月2日（金）

###### イ 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、3級は平成27年8月28日（金）付け、1、2級及び単一等級は同年10月2日（金）付け栃木県公報で公示し、栃木県庁屋外掲示場に掲示するとともに、合格者に対し通知する。なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

##### (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が、3級は平成27年8月28日（金）付け、1、2級及び単一等級は同年10月2日（金）付けで合格者に対し通知する。

##### (3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

##### (4) 栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）に基づき、合格発表の日から1月間試験の得点を開示する。

希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること（受検者本人に限る。代理人は不可）。電話による開示には、応じられない。

開示実施場所 労働政策課

#### 6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話028-623-3234）又は栃木県職業能力開発協会（電話028-643-7002）に問い合わせること。

#### ○平成27年度随時技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成27年度随時技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年3月3日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 実施する検定職種及び等級

##### (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化

プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

注 随時実施のうち3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(3) 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに17,900円とする。

イ 実施期日

平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ、栃木県職業能力開発協会から受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10 栃木県西別館 電話028-643-7002

(3) 受付期間

随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙は、栃木県職業能力開発協会で作成する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用

紙請求」と朱書し、角2の返信用封筒（宛先を記入し120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（17,900円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者には、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が合格者に対し書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

技能検定の合格者には、栃木県知事名の合格証書が交付される。

6 その他

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用するものである。なお、技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話028-623-3234）又は栃木県職業能力開発協会（電話028-643-7002）に問い合わせること。

(労働政策課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年3月3日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
塩谷郡高根沢町大字文挾字四斗蒔371番1、371番6	塩谷郡高根沢町大字桑窪2266番地2	社会福祉法人恵友会
那須郡那須町大字寺子丙字前原71番4、71番5、71番42、71番45、71番47、71番48 (開発行為に関する工事) 那須郡那須町大字寺子丙字前原71番41の一部、71番43、71番49の一部、71番42地先	那須郡那須町寺子丙3番地13	那須町

(都市計画課)

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示は、平成27年度においては、次のとおりとする。

平成27年3月3日

栃木県知事 福田 富一



- 1 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格  
競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）のとおりとする。
- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する文書入手するための手段  
栃木県会計局会計管理課（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 電話028-623-3023）で配布するほか、栃木県ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/pref/nyuusatsu/sankashikaku/annai.html>）からダウンロードすることができる。

（会計局会計管理課）

## 調 達 等 公 告

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年3月3日

栃木県立がんセンター所長 清 水 秀 昭

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量 医療用液化酸素（ローリー渡し）  
28,400m<sup>3</sup>（購入見込み）
  - (2) 購入物品の特質等 分子量32（局方純度99.5%以上を含む。）
  - (3) 納入期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
  - (4) 納入場所 宇都宮市陽南4丁目9番13号 栃木県立がんセンター内  
管理棟1階南側 液化酸素タンク設置場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、高圧ガスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
  - (3) 平成27年3月16日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - (4) 栃木県内に本店、支店、営業所又は代理店を有し、災害時等非常時対応が可能な者であること。
  - (5) 過去3年間に於いて、一施設当たり22,720m<sup>3</sup>以上の契約実績を有する者であること。
  - (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第12条第1項又は第24条第1項の規定に基づき、医薬品の販売業の許可を受けている者であること。
- 3 入札の手続等
  - (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-0834 栃木県宇都宮市陽南4丁目9番13号  
栃木県立がんセンター財務課 電話028-658-5894
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成27年3月16日午後5時 栃木県立がんセンター管理棟1階事務局打合室1
  - (3) その他  
入札金額については、m<sup>3</sup>当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 その他
  - (1) 入札保証金 免除
  - (2) 入札の無効 入札当日指定された場所、時刻に到着しない場合、2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札の変更等 平成27年度栃木県一般会計予算及び平成27年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に2の(6)に該当する者であることを証する書類及び液化酸素製造業者（元売業者を含む。）の出荷（供給）証明書を添付して提出しなければならない。また、栃木県立がんセンターで交付する「医療ガス等の取扱状況」及び「液化酸素納入実績表」に必要事項を記載の上、平成27年3月10日までに3の(1)の場所に提出しなければならない。

ウ 入札回数 2回までとする。ただし、競争入札の結果、落札者がなかったときは、予定価格等が同じ条件で直ちに最低価格の入札者を随意契約の相手方として決定できるものとし、納入意思がある場合は、見積書の徴取を2回まで実施できるものとする。

エ 代理人による入札 代理人をして入札を行わせるときは、委任状を提出すること。

(医療政策課)

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年3月3日

栃木県産業技術センター所長 伊藤 日出男

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入件名及び数量 栃木県産業技術センター繊維技術支援センター外2か所で使用する電力  
予定使用電力量 271,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 供給期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 供給場所 栃木県産業技術センター繊維技術支援センター外2か所（詳細は、仕様書による。）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他のサービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年3月17日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。

#### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号  
栃木県産業技術センター管理部 電話028-670-3395
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成27年3月17日午後1時30分 栃木県産業技術センター大会議室
- (3) その他

ア 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成27年3月3日から同月16日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

イ 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

ウ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるもの

とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、業務履行の確実性又は入札価格の積算根拠等について調査を行うことがある。

(4) その他

ア 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(2)の入札の日時までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。

イ 契約書作成の要否 要

ウ 入札の変更等 平成27年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

エ その他 詳細は、入札説明書による。

(工業振興課)

**正 誤**

発行番号	ページ	行	正	誤
第2647号	19	12	吉田 義廣	吉田 義廣
〃	〃	13	赤羽 和雄	赤羽 和雄
〃	〃	17	塚原 莊次     〃   〃 大字風見山田334	塚原 莊次     〃   〃 大字風見334
〃	〃	下から12	斎藤 吉美	斎藤 吉美
〃	〃	下から11	軽部 豊	軽部 豊